

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
平成26年7月11日

新潟県教育委員会  
委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第4</b>（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の4（略） (1)の5 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、<u>配偶者同行休業</u>及び休業の承認等を行うこと。 (2)～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項（略） 義務教育課長専決事項 (1)～(4) (4)の2 県立学校の教員及び県費負担教職員の自己啓発休業及び<u>配偶者同行休業</u>の承認等を行うこと。 (5)～(39)（略） 高等学校教育課 教育次長専決事項（略） 高等学校教育課長専決事項 (1)～(3)（略） (4) 県立学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業、<u>配偶者同行休業</u>及び休業の承認等を行うこと。 (5)～(27)（略） 生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>	<p><b>別表第4</b>（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の4（略） (1)の5 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び休業の承認等を行うこと。 (2)～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項（略） 義務教育課長専決事項 (1)～(4) (4)の2 県立学校の教員及び県費負担教職員の自己啓発休業の承認等を行うこと。 (5)～(39)（略） 高等学校教育課 教育次長専決事項（略） 高等学校教育課長専決事項 (1)～(3)（略） (4) 県立学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び休業の承認等を行うこと。 (5)～(27)（略） 生涯学習推進課～保健体育課（略）</p>